（趣旨）

第１条　県の交付する短期入所事業所整備促進事業費補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）及び補助金等の名称等を定める告示（昭和47年栃木県告示第354号）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

　（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（１）短期入所事業所　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第８項に規定する短期入所を行う事業所をいう。

（２）医療型短期入所事業所　病院、診療所又は介護老人保健施設が開設する短期入所事業所をいう。

（３）福祉型短期入所事業所　医療型短期入所事業所以外の短期入所事業所をいう。

　（補助金の算定方法）

第３条　知事が交付する補助金の額は、次表に掲げる補助基準額と対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、同表に掲げる補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 基準額 | 対象経費 | 補助率 |
| 医療型短期入所事業所 | 4,000千円 | 重症心身障害児（者）を新たに受入れ又は受入拡大するために必要な設備整備又は備品購入に要する費用 | １／２ |
| 福祉型短期入所事業所 | 1,000千円 | 医療的ケア児の受入れに必要な備品購入に要する費用 |

　（交付の申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者が、規則第４条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金の名称 | 提出すべき申請書の名称 | 様式 | 部数 | 申請書に添付すべき書類の名称 | 様　式 | 部数 | 提出期限 |
| 短期入所事業所整備促進事業費補助金 | 短期入所事業所整備促進事業費補助金交付申請書 | 別記様式第１ | １ | １　所要額調書２　事業計画書３　添付書類（１）収入支出予算書（見込書） の抄本（２）その他参考となるべき書類 | 別記様式第１号 別記様式第２号  | １１１ | 知事が別に定める日 |

　（補助条件）

第５条　規則第６条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

（１）事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

（２）事業の内容の変更（第６条に定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

（３）事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならない。

（４）事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（５）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（６）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（７）事業内容の重複する他の補助金等の交付を受けてはならない。

（８）事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

（９）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

（10）事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（別記様式第３号）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（11）事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

　（軽微な変更）

第６条　前条第２号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

（１）事業内容を変更し、又は廃止すること。

（２）事業主体を変更すること。

（３）事業費の30パーセント以上の変更をすること。

　（変更の承認）

第７条　第５条第２号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記様式第４号）に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して、知事に提出しなければならない。

　（状況報告）

第８条　規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金の名称 | 提出すべき報告書の名称 | 様式 | 部数 | 報告書に添付すべき書類の名称 | 様式 | 部数 | 提出期限 |
| 短期入所事業所整備促進事業費補助金 | 短期入所事業所整備促進事業費補助金に係る事業の状況報告書  | 別記様式第２ | １ | 実施状況報告書 | 別記様式第５号  | １ | 知事が別に定める日 |

　（実績報告）

第９条　規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金の名称 | 提出すべき報告書の名称 | 様式 | 部数 | 報告書に添付すべき書類の名称 | 様式 | 部数 | 提出期限 |
| 短期入所事業所整備促進事業費補助金  | 短期入所事業所整備促進事業費補助金実績報告書 | 別記様式第２ | １ | １　事業費精算書２　事業報告書３　添付書類（１）当該事業にかかる収入支出決算 書（見込）抄本（２）契約書の写し、検収調書の写し（３）その他参考となるべき書類 | 別記様式第６号別記様式第７号 | １１１ | 知事が別に定める日 |

 （補助金の請求）

第10条　規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金の名称 | 提出すべき請求書の名称 | 様　式 | 部数 | 請求書に添付すべき書　類　の　名　称 | 部数 | 提出期限 |
| 短期入所事業所整備促進事業費補助金 | 短期入所事業所整備促進事業費補助金請求書 | 別記様式第４ | １ | 補助金の額の決定通知書の写 | １ | 知事が別に定める日 |

附　則

　この要領は、令和３(2021)年度分の補助金から適用する。